

**令和6年度
徳島県企業BCP認定
審査要領（新規認定分）**

令和6年5月

徳島県

- 目 次 -

1	目 的	1
2	認定の概要	2
2-1	認定の対象	2
2-2	認定のメリット	2
2-3	認定に関する手続きの流れ	3
①	申請	3
②	審査	4
③	認定証等の交付	4
④	認定証の有効期間	4
3	申 請	5
3-1	申請書類	5
3-2	申請方法	5
3-3	申請先	6
3-4	申請期間	6
3-5	申請書類の受付確認について	6
4	審 査	7
4-1	審査内容	7
4-2	審査基準	8

1 目的

今後30年以内の発生の切迫性が指摘されている「南海トラフ巨大地震」や「直下型地震」はもとより、近年頻発化・激甚化している集中豪雨等の自然災害や、世界各地で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症等の様々な危機事象に対し、被害軽減・迅速な事業再開を図るためには、事前に対策をすることが必要です。

また、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下等のように、被災地域のみならず、日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定されております。

こうした中、各企業の皆様におかれましては、事業継続力を高める事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めていただき、官民一丸となった災害をはじめとする危機事象に対する業務継続の体制づくりにご協力いただきたいと思いますと考えております。

徳島県では、事業継続計画（BCP）策定の取組みを推進するため、企業の皆様が策定したBCPについて審査し、本審査要領に適合した企業を認定することとしております。

認定を受けることを通じて、企業の事業継続力・危機事象への対応力を高めるとともに、取引先等からの信頼性や災害時の地域貢献などの社会的評価の向上につながるものと考えております。

2 認定の概要

本審査要領をもとに審査を行い、徳島県が認定した申請者に対しては、「災害時の基本的な事業継続力を備えている企業等」として、新規認定は2年間、継続更新認定は2年間の有効期間をもつ認定証を交付します。

2-1 認定の対象

認定対象は、次のとおりとします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するもの
- (2) 県内の商工団体等の法人であって、知事が特別に認定の必要性を認めたもの
- (3) 県内に立地する工場等の事業所であって、知事が特別に認定の必要性を認めたもの

なお、(1)の中小企業者については、中小企業基本法第2項第1項各号において業種別に規定されている中小企業者の基準（資本金、従業員数）のうち、両方の基準を満たしているものを「一般枠」、どちらか一方の基準は超えているものを「特別枠」とします。

2-2 認定によるメリット

認定を受けた場合、別に定める「徳島県企業BCP認定ロゴマーク」を自社の広報活動等に利用いただくことができます。

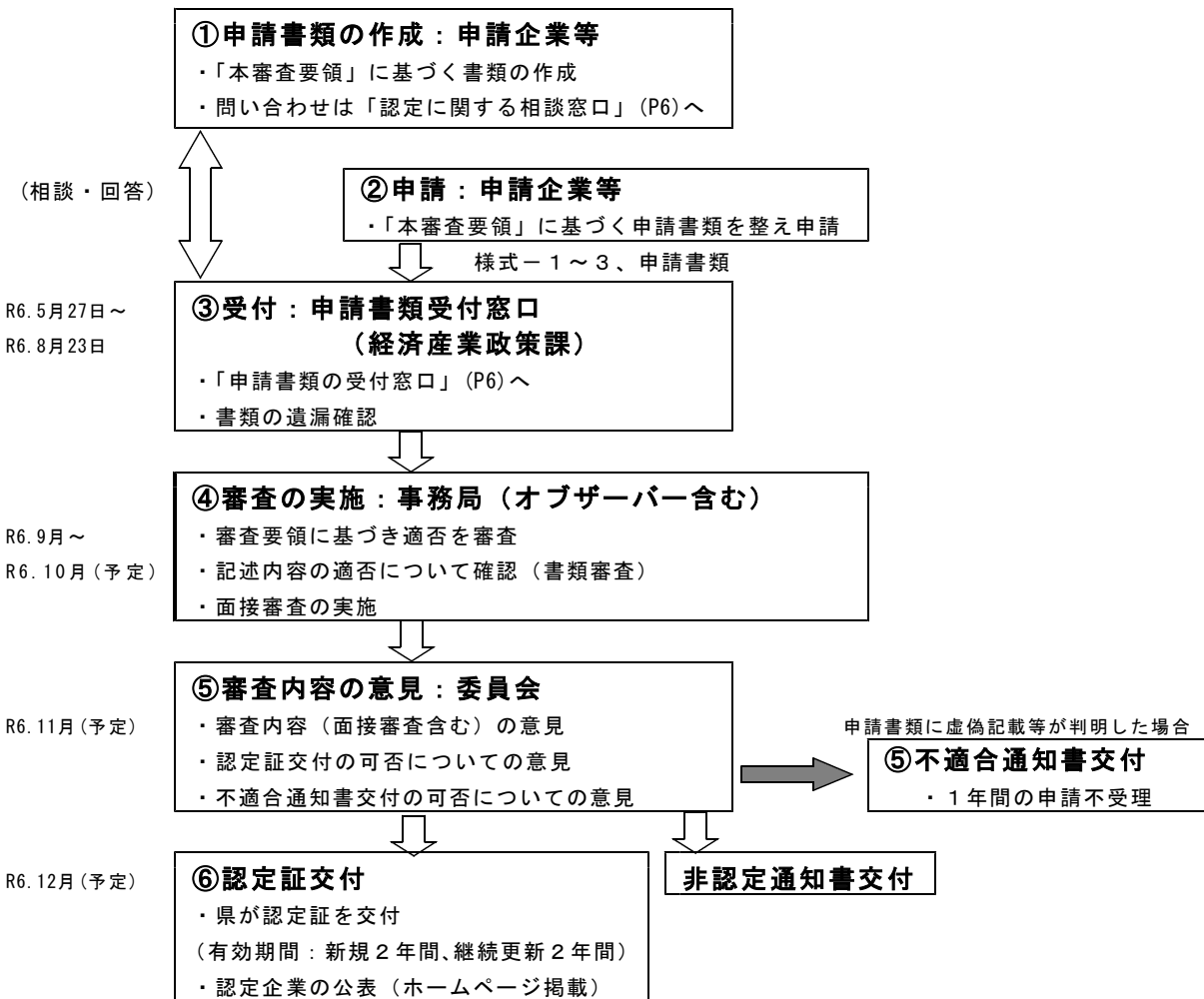
また、上記2-1の(1)に該当する場合は、県の中小企業向け支援制度のうち別に定めるものを利用いただくことができます。

(企業BCP認定ロゴマーク)



2-3 認定に関する手続きの流れ

認定に関する手続きの流れは以下のとおりです。



① 申請

事業継続計画の認定を受けようとする企業等(以下「申請企業等」という。)は「審査要領」に基づく書類を作成し、申請を行ってください。

なお、認定企業が新設合併(二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継)した場合で、審査要領2-1「認定の対象」の条件を満たす企業は、「新規申請」とします。

また、認定会社が以下の事項に該当する場合は、「継続更新申請」とします。

- 1) 非申請及び非認定により失効した場合の再度の認定申請。
- 2) 吸収合併(合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継)の存続会社となった場合、又は事業譲渡(会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡)を受けた場合。なお、吸収合併又は事業譲渡が行われた日を基準に、その直近の申請期間に申請を行ってください。

② 審査

事務局及びオブザーバーが本審査要領に基づいて、書類審査及び面接審査を実施します。

なお、審査内容について疑義が生じた場合は、随時調査し、必要な報告を求めることができるとともに、必要な指示をすることができることとします。

③ 認定証等の交付

事務局及びオブザーバーでの審査に適合した申請案件について、委員会において認定の可否に対する意見を聴取し、知事から認定証を交付します。

委員会において認定レベルに達していないと判断された場合は、知事から理由を付して非認定通知書を交付します。

なお、虚偽記載等が判明した申請については、委員会においてその意見を踏まえたうえで、知事から不適合通知書を交付します。不適合通知書の交付を受けた申請会社は、不適合通知書の交付日から1年間は再申請を受け付けません。

また、認定を受けた後に、以下の事項に該当する場合は、委員会の意見を踏まえたうえで、認定取消し通知書を交付します。1)に該当する場合は、認定取消し通知書の交付を受けた企業は、認定取消し通知書の交付日から1年間は再申請を受け付けません。

- 1)虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。
- 2)認定会社が新設合併した場合。
- 3)認定会社が吸収合併の存続会社となった場合、又は事業譲渡を受けた場合で、吸収合併又は事業譲渡が行われた日を基準に、その直近の申請期間に継続更新申請を行わなかった場合。

④ 認定証の有効期間

認定証の有効期間は、認定日から新規認定は2年後の月末日、継続更新認定は2年後の月末日とし、有効期間内に継続更新申請を行った場合、新認定証の交付日までを有効期間とします。又、有効期間内に継続更新申請を行わなかった場合は、当該認定証の有効期間をもって失効とします。なお、継続更新が認められない場合は、その非認定通知書の交付日をもって失効とします。

3 申請

3-1 申請書類

本認定の申請に必要な書類は以下のとおりです。

(各書類の様式は、巻末「申請に必要な様式」に示しています。)

<申請書類>

- ①徳島県企業BCP認定申請書(様式1)
- ②企業BCP認定に係るチェックリスト(様式2)
- ③「徳島県企業BCP認定」の申請書添付書類(様式3)

<添付書類>

「4 審査」に定める審査を行うため、様式3に記載の資料を添付ください。

申請書類は、原則A4サイズ(縦使い)で作成してください。ただし、横使いの方が見やすい資料等はこの限りではありません。原本がA4より大きなサイズであっても、できるだけ縮小してA4サイズに合わせてください。

なお、インデックス等については不要です。

※申請にあたっての注意点

申請者において作成される書類は、連絡先や社員の住所など個人情報を多く含んでいるため、会社として、個人情報の管理方法を定めておくことが重要となります。

そのため、申請書類の作成にあたって、以下のような事項について配慮が必要となります。

- ・書類の保管方法や改訂時の差し替え書類の取り扱い方法
- ・書類の社員への周知方法(例えば、連絡先や住所など個人情報を除いた概要版を作成し全社員へ配布など)
- ・関係先との連絡先等の情報共有方法(例えば「個人情報の保護に関する法律その他の関連法令」の遵守をお互いに取り交わすなど)

3-2 申請方法

以下の申請先に、申請書類一式(正1部、副(コピー)1部)を持参または郵送にて、申請期間内必着で申請してください。

3-3 申請先

申請先及び認定に関する相談窓口を設置します。

表 1 : 申請先及び認定に関する相談窓口

窓口	住所	TEL 番号
徳島県経済産業部 経済産業政策課 団体・振興担当 受付時間：8:30～12:00 13:00～17:00 (土日、祝日を除く)	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階	088-621-2322

3-4 申請期間

申請期間は、土日、祝日を除く令和6年5月27日(月)から令和6年8月23日(金)
(郵送の場合は8月23日消印有効)までとします。

3-5 申請書類の受付確認について

申請書類を郵送する場合にあって、受付の確認を行いたい申請者は、返信先住所を記載した返信用はがきに切手を貼って、申請書類に同封してください。

受付完了日(申請書類受付窓口に届いた日)を記載して返信いたします。

4 審査

以下に示す内容に関して、「書類審査」及び「面接審査」を行います。

4-1 審査内容

事務局及びオブザーバーにおいて、表2「確認項目と確認内容」に示す内容について、災害時の基礎的な事業継続力を備えるうえで重要と考えているポイント（表3「確認ポイント」）に基づいて「書類審査」を実施します。

表2 確認項目と確認内容

●徳島県BCPステップアップ・ガイド		
確認項目		確認内容（具体的には様式2を参照）
第1部	BCPの基礎になる 防災対策の実施	1) 事業継続計画（BCP）とは何か 2) 貴社が直面する災害・事故リスクは何か 3) 緊急時の代替連絡拠点の確保と情報発信・情報共有 4) 緊急時の対応体制と指揮命令系統 5) 緊急時の安否確認と社内緊急連絡網 6) 避難、二次災害防止、備蓄など既存の対策の改善 7) 重要な情報のバックアップ （データ、重要文書・図面など） 8) 緊急対応手順の整理 9) 建物・設備の災害危険度の概略把握と多大な投資を要さない対策
第2部	重要業務を認識して 簡略BCPを策定 する	10) 自社の重要業務の選定とBCPの特徴の把握 11) 簡易手法による目標復旧時間の決定 12) 基本方針と策定体制 13) リスクの評価と被害の想定 14) 重要業務の継続の制約となる要素・資源の把握 15) 継続する方法の検討 16) キーパーソンの代理が確保できる体制 17) 重要業務に必要な部品、材料、サービス等の代替調達 18) 情報・通信システムの途絶リスクの把握と対策 19) 拠点、設備その他資源の代替性の確保の検討 20) BCPの発動と事業継続対応手順の整理 21) 地域との協調・地域貢献
第3部	本格的な事業継続 計画（BCP）に 向けて	22) 分析を踏まえた目標復旧時間の経営判断 23) 災害・事故時の財務的な安定性の検討・改善 24) 投資を含む本格的な対策戦略の立案と実施 25) 地域貢献に関する協定、共助・相互扶助 26) BCPの運用と周知・定着 27) BCPの訓練と見直し

※確認は、申請書類の「様式2」に沿って行います。

表3 確認ポイント

【確認ポイント】

- ・不測の事態に対応するべく、(最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開する)事業継続のための緊急的な体制が定められ、全社横断的な運用体制が構築されているか。
- ・サプライチェーン(取引連鎖)の災害・事故時の維持の観点が検討されているか。
- ・地域社会との連携による被害を最小化する「減災」の視点や、災害対応のための支援など、地域との共生と貢献の観点が検討されているか。
- ・事業継続計画の課題解決、着実な改善のための取組みがなされているか。
- ・策定した内容全般について、各ステップの成果を貴社で実習し、本当に機能するものであるかどうかを確認しているか。

4-2 審査基準

表2「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目が適合した書類となっているかを確認します。その上で、策定成果(必要な更新及び見直しを含む。)についてヒアリングを行います。